破産手続開始及び破産手続廃止

平成２１年（フ）第１０１号
山形県鶴岡市美原町１番10号
債務者　坂尾電気株式会社
代表者代表取締役　坂尾　茂隆
1　決定年月日時　平成21年９月４日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
山形地方裁判所鶴岡支部

平成２１年（フ）第３０８号
福井市高木中央１丁目506番地
債務者　有限会社ネットワーク企画
代表者取締役　川崎　勝美
1　決定年月日時　平成21年９月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福井地方裁判所民事部破産係

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２１年（フ）第３４９号
函館市栄町15番７号
債務者　高橋　功男
1　決定年月日時　平成21年９月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月23日まで
函館地方裁判所

平成２１年（フ）第３７４号
函館市山の手２丁目16番５号
債務者　橋詰　　仁
1　決定年月日時　平成21年９月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月23日まで
函館地方裁判所

平成２１年（フ）第３７５号
函館市東山１丁目26番23号
債務者　赤塚　　茂
1　決定年月日時　平成21年９月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月23日まで
函館地方裁判所

平成２１年（フ）第３８２号
函館市港町２丁目３番８号
債務者　山本ゆき乃
1　決定年月日時　平成21年９月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月23日まで
函館地方裁判所

平成２１年（フ）第３８７号
函館市昭和２丁目27番26―703号
債務者　植田佳代子
1　決定年月日時　平成21年９月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月23日まで
函館地方裁判所

平成２１年（フ）第４０４号
北海道北斗市追分３丁目１番42号　プリーズフィフティ103
債務者　小林　義明
1　決定年月日時　平成21年９月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月23日まで
函館地方裁判所

平成２１年（フ）第４０５号
北海道北斗市追分３丁目１番42号　プリーズフィフティ103
債務者　小林ミツヱ
1　決定年月日時　平成21年９月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月23日まで
函館地方裁判所

平成２１年（フ）第４０２号
静岡県浜松市東区下石田町1135番地の１　ホワイトピア207号、前住所静岡県磐田市豊岡5115番地１　メゾンドアムール103号
債務者　岡野　隆司
1　決定年月日時　平成21年９月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月23日まで
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２１年（フ）第４３８号
静岡県浜松市東区北島町45番地　ハウスプレミールＢ―２
債務者　中島　公子
1　決定年月日時　平成21年９月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月23日まで
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２１年（フ）第１９５２号
名古屋市緑区鳴海町字細根98番地の１　アーバンドエル有松107号
債務者　赤帽有松サービスこと　竹内　忠孝
1　決定年月日時　平成21年９月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月23日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第１９５３号
名古屋市緑区鳴海町字細根98番地の１　アーバンドエル有松107号
債務者　竹内　渥子
1　決定年月日時　平成21年９月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月23日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第２０９８号
名古屋市南区鳴浜町４丁目１番地　鳴浜住宅１棟605号
債務者　常世　昌孝
1　決定年月日時　平成21年９月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月23日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第２１１４号
名古屋市千種区揚羽町１丁目１番地の１　茶屋ヶ坂公園ハイツＡ―506号
債務者　渡辺　純也
1　決定年月日時　平成21年９月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月23日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第２１３７号
名古屋市昭和区安田通４丁目９番地　白木ビル４Ｅ号
債務者　福井　明美
1　決定年月日時　平成21年９月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月23日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第２１４７号
名古屋市昭和区東郊通９丁目９番地の５　市営高辻荘1002号
債務者　原田　道子
1　決定年月日時　平成21年９月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月23日まで
名古屋地方裁判所民事第２部